

帰還困難区域（富岡町）に事務所があった申立人について、償却資産について事故発生時価格で賠償し、事故後の逸失利益も賠償すると、償却資産についての税務上の減価償却費相当額が二重賠償となるという東京電力の主張を二重賠償額の具体的な立証がないとして排斥した上で損害額を算定し、また帳簿上記載のない動産についても陳述から損害額を認定し賠償された事例。

和解契約書（一部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人有限会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

（1）損害項目

ア 営業損害（逸失利益） 4488万7922円
イ 追加的費用（ただし、〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番地〇 〇〇〇号室の賃借料）各月10万円、合計160万円

（2）期間

ア 損害項目アについて 自 平成23年3月11日 至 平成27年2月28日
イ 損害項目イについて 自 平成23年3月11日 至 平成24年6月30日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目に対する和解金として金4648万7922円の支払義務のあることを認める。

3 既払い金及びその精算

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項（1）ア記載の損害に対する賠償金の一部として2229万7581円を、第1項（1）イ記載の損害に対する賠償金の一部として160万円を支払済みであることを確認し、これらの既払い金の合計2389万7581円について、第2項記載の和解金4648万7922円の支払いに充当する方法にて精算する。

4 支払方法

（省略）

5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項（1）記載の損害項目（同項（2）記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解契約書に定めるものの外、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

6 確認条項

申立人と被申立人は、第1項（1）ア記載の損害項目の対象期間以降の損害の存否及びその金額については、本和解の対象外であり、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解契約の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自が1通ずつ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年8月7日

（仲介委員 町田行功）

帰還困難区域（富岡町）に事務所があった申立人について、償却資産について事故発生時価格で賠償し、事故後の逸失利益も賠償すると、償却資産についての税務上の減価償却費相当額が二重賠償となるという東京電力の主張を二重賠償額の具体的な立証がないとして排斥した上で損害額を算定し、また帳簿上記載のない動産についても陳述から損害額を認定し賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X 1及び申立人X 2（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

【損害項目】別紙物件目録記載の建物内の申立人ら所有動産 400万円

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目に対する和解金として金400万円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 確認条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。
- （3）仮に本和解による賠償が第1項の損害項目についての全額の賠償である場合でも、同項記載の財物の所有権は被申立人に移転しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解契約の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自が1通ずつ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年12月12日

（別紙物件目録省略）

（仲介委員 町田行功）

帰還困難区域（富岡町）に事務所があった申立人について、償却資産について事故発生時価格で賠償し、事故後の逸失利益も賠償すると、償却資産についての税務上の減価償却費相当額が二重賠償となるという東京電力の主張を二重賠償額の具体的な立証がないとして排斥した上で損害額を算定し、また帳簿上記載のない動産についても陳述から損害額を認定し賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」と言う。）において、申立人有限会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

【損害項目】

- | | |
|---------------------|--------|
| （１）別紙物件目録記載の申立人所有建物 | ３０５０万円 |
| （２）上記（１）建物内の申立人所有動産 | ７００万円 |

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目に対する和解金として金３７５０万円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 確認条項

申立人と被申立人は、第１項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- （１）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- （２）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。
- （３）仮に本和解による賠償が第１項の損害項目についての全額の賠償である場合でも、同項記載の財物の所有権は被申立人に移転しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解契約の成立を証するため、本和解契約書を２通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自が１通ずつ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し１通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成２５年１２月１２日

（別紙物件目録省略）

（仲介委員 町田行功）